

追加議案目次

議案第3号 佐渡市行政組織条例の制定について

1

議案第3号

佐渡市行政組織条例の制定について

佐渡市行政組織条例を次のとおり制定する。

平成29年1月19日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市行政組織条例

佐渡市行政組織条例(平成22年佐渡市条例第1号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、同項に規定する内部組織として、次に掲げる部を設けるものとする。

総務部

企画財政部

市民福祉部

産業観光部

建設部

(分掌事務)

第2条 前条に規定する部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務部

- (1) 市議会に関すること。
- (2) 文書及び法規に関すること。
- (3) 情報管理に関すること。
- (4) 秘書及び渉外に関すること。
- (5) 市民相談に関すること。
- (6) 広報及び広聴に関すること。
- (7) 情報政策に関すること。
- (8) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関すること。
- (9) 防災及び防犯対策に関すること。
- (10) 交通安全対策に関すること。
- (11) 財産管理及び財産区に関すること。
- (12) 税に関すること。
- (13) 他の所管に属さない事項に関すること。

企画財政部

- (1) 市行政の施策の企画及び調整に関する事。
- (2) 行政改革に関する事。
- (3) 予算その他財政に関する事。
- (4) 工事の入札、契約及び検査に関する事。

市民福祉部

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関する事。
- (2) 人権尊重施策に関する事。
- (3) 国民健康保険に関する事。
- (4) 国民年金に関する事。
- (5) 後期高齢者医療に関する事。
- (6) 消費者行政に関する事。
- (7) 医療に関する事。
- (8) 保健及び健康増進に関する事。
- (9) 社会福祉に関する事。
- (10) 家庭相談に関する事。
- (11) 子育て支援に関する事。
- (12) 高齢者福祉に関する事。
- (13) 介護保険に関する事。
- (14) 衛生に関する事。
- (15) 環境保全に関する事。
- (16) 廃棄物の処理及び清掃に関する事。

産業観光部

- (1) 世界遺産に関する事。
- (2) 地域振興に関する事。
- (3) 統計に関する事。
- (4) 交流及び定住に関する事。
- (5) 商工業振興に関する事。
- (6) 地域交通に関する事。
- (7) 空港に関する事。

- (8) 農業生産基盤に関する事。
- (9) 林業振興に関する事。
- (10) 水産振興に関する事。
- (11) 農業振興に関する事。
- (12) 生物多様性に関する事。
- (13) 観光振興に関する事。

建設部

- (1) 道路及び橋梁に関する事。
- (2) 河川その他土木に関する事。
- (3) 住宅の建築及び維持管理に関する事。
- (4) 都市計画及び都市整備に関する事。
- (5) 公共用地の取得に関する事。
- (6) 公園緑地に関する事。
- (7) 下水道事業に関する事。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。